## 解散認可の後に流れについて

令和6年1月改正

解散認可の後は、下記のとおり法務局への登記が必要になります。登記後には保健所へ登 記済届を提出して下さい。

## 解散手続きの流れ

.....

解散認可書の交付 ↓

なければならない責務 法人 (清算人) が行わ 認可書をもって法務局で解散の登記 保健所に清算人就任届提出

清算法人へ移行 保健所に登記済届提出(解散登記、清算人登記)

清算が終了 保健所に清算結了届提出

清算結了を法務局で登記=法人格の消滅、保健所に登記済届(清算結了)

- ○登記済届(提出部数1部)
  - 医療法人登記済届(様式第44号(第2条関係))
  - · 登記事項全部証明書(原本)
- ○清算人就任届(提出部数1部)
  - ・医療法人清算人就任届(様式第39号の2(第2条関係)
- ○清算結了届(提出部数1部)
  - ・医療法人清算結了届(様式第39号の3(第2条関係)

様式は、静岡市ホームページ⇒申請書ダウンロードから入手できます。

https://www.city.shizuoka.lg.jp

静岡市保健所生活衛生課

〒420-0846 静岡市葵区城東町24番1号

電 話 054-249-3159 FAX 054-209-0540